

東久留米市職員措置請求書

都市計画道路東3－4－18号線の一部を市道認定したことに伴う、本来支出の必要がない市税負担の執行停止を求める住民監査請求

一、監査請求の要旨

●対象職員・・・東久留米市長 野崎重弥

東久留米市長野崎重弥氏は、平成18年度第一回定例市議会に議案第18号「市道路線の認定について」を提案しました。これは、南沢5丁目の旧第一勧銀グランド跡地に出店予定の大型ショッピングセンター・イオンと所沢街道を接続する道路となります。

西川助役は、市議会建設委員会の中で「東3－4－18号線の整備は、・・・もうひとつはまさに、大規模小売店舗の誘導という面からの整備ということもある」と、市道認定行為がイオンの誘致の目的を持ってなされるものであることを認める発言をしています。

野崎市長は、都市計画道路東3－4－18号線の都道所沢街道から五小通りまでを市道認定し、そのうちイオン出店予定地までの区間約150メートルを今年度、来年度の2ヵ年で6億9千万円をかけ、建設を計画しています。

この建設にともなう都の補助金は建設費の二分の一であり、残る二分の一の3億4500万円は市負担となります。

この支出は、市道認定行為によって生じる余分な支出となります。

以上の行為は、地方財政法の第四条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない」に反する不適切な支出です。

●予測される損害額

都市計画道路東3－4－18号線を市道認定せずに、従来どおり都による建設を行えば、3億4500万円は支出せずに済みます。

市道認定し建設することによって生じる建設費用の二分の一、3億4500万円は不当な支出となります。

●求める措置

都市計画道路東3－4－18号線の市道認定区間の市による建設および関係予算の執行停止を行うことを求めるものです。